

平成 29 年度・国の主な住宅関連補助事業（内容は 4 月 18 日現在）

事業名称	対象	補助金額	募集期間	要件	問い合わせ先
地域型住宅グリーン化事業	中小工務店が建設する木造の長期優良住宅・低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロエネルギー住宅など	①【長期優良・低炭素・性能向上計画認定住宅】（最大 100 万円/戸）②【ゼロエネルギー住宅】最大 165 万円/戸（過去に 4 戸以上の施工経験がある事業者は同 150 万円/戸）③【優良な非住宅建築物】床面積 1㎡あたり最大 1 万円	4 月中に募集開始予定	中小工務店が原木供給者や製材業者などとグループを構成し、国に提案して採択を受けた地域住宅の生産ルールに則って建設することが条件	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室（☎ 03-5253-8111、内線 39-413）
長期優良住宅化リフォーム推進事業	住宅ストックの長寿命化を図る戸建て・共同住宅の優良なリフォーム	【評価基準型】最大 100 万円/戸【認定長期優良住宅型】最大 200 万円/戸【高度省エネ型】最大 250 万円/戸【提案型】未定 ※三世帯同居改修で最大 50 万円を加算	未定	【評価基準型】評価基準のうち、劣化対策と耐震性を含む 3 項目に適合【認定長期優良住宅型】性能向上リフォームを行い、増改築版長期優良住宅の認定取得【高度省エネ型】増改築版の長期優良住宅認定を受けたうえで、一次エネルギー消費量を省エネ基準比 2 割削減【提案型】評価基準では評価できない先進性・汎用性・独自性等の高い長期優良住宅化リフォームの実現手法の提案	国土交通省住宅局住宅生産課（☎ 03-5253-8111、内線 39-463）
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の新築・改修	定額 75 万円/戸（他に蓄電池にも最大 40 万円を補助	< 一次 > 5 月 15 日（月）～6 月 2 日（金）< 二次 > 6 月 8 日（月）～6 月 23 日（金）< 三次 > 7 月 3 日（月）～7 月 21 日（金）< 四次 > 7 月 31 日（月）～8 月 18 日（金）※二次～四次は予定	住宅の建築主・所有者向けで、① UA 値で 1・2 地域 0.4W、3 地域 0.5W など強化外皮基準に適合②太陽光発電を除く一次エネルギー消費量を 20%以上削減③太陽光発電を含めて一次エネルギー消費量を 100%以上削減④ ZEH ビルダー登録制度の登録業者による設計・施工⑤要件に適合した設備・HEMS を導入一などが条件（北海道・北東北など 1・2 地域で UA 値 0.25W 以下の場合、Nearly ZEH も補助対象）	（一社）環境共創イニシアチブ（☎ 03-5565-4081・http://sii.or.jp/zeh29/）
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	高性能な断熱材や窓を使って改修する既築住宅	戸建住宅は最大 120 万円/戸、集合住宅は最大 15 万円/戸	< 一次 > 5 月 8 日（月）～6 月 2 日（金）< 二次 > 7 月中旬～8 月中旬を予定	事務局に登録された高性能窓、サッシ、断熱材を用いて、定められたエネルギー計算結果早見表の要件を満たす断熱改修（計算により住宅全体の一次エネルギー消費量を 15%以上削減する断熱改修も可）※1 申請あたり 100 戸以上の集合住宅全体が対象となる場合は、事業者の事前登録が必要	（一社）環境共創イニシアチブ断熱リ/ベ担当（☎ 03-5565-4860・http://sii.or.jp/material29/）
賃貸住宅における省 CO <sub>2</sub> 促進モデル事業	一定の断熱性能・省エネ性能をクリアする賃貸住宅の新築・改修で、追加的に必要となる給湯・空調・照明設備等の高効率化に要する費用	新築は CO <sub>2</sub> 排出量を省エネ基準比 20%以上削減で最大 60 万円/戸、同 10%以上削減で最大 30 万円/戸。改修は同 10%削減で最大 60 万円/戸、省エネ基準相当で最大 30 万円/戸	4 月 17 日（月）～5 月 31 日（木）	新築は省エネ基準をクリアしたうえで、一次エネルギー消費量を基準値より 20%以上削減（再生可能エネの自家消費分含む）または 10%以上削減。改修は一次エネルギー消費量を基準値より 10%以上削減または基準値並みとすることなどが条件	（一社）低炭素社会創出促進協会 国内事業部（☎ 03-3502-0704・http://lcspa.jp）
新たな住宅セーフティネット制度における登録住宅の改修に対する支援措置	賃貸住宅の空き室や空き家を改修し、10 年以上にわたって高齢者・障がい者世帯や子育て・新婚世帯、外国人世帯、低額所得者などが入居する専用住宅とする場合	一戸あたり最大 50 万円（①共同居住用住居（シェアハウス）に用途変更するための工事②間取り変更工事③耐震改修工事一を実施する場合は 100 万円）	今年度の早い時期	①共同居住用住居（シェアハウス）に用途変更するための工事②間取り変更工事③耐震改修工事④バリアフリー改修工事⑤インスペクション等が必要と認められた工事⑥居住支援協議会等が必要と認める工事一が補助対象	国土交通省住宅局住宅総合整備課・安心居住推進課（☎ 03-5253-8111、内線 39-356 または 39-855）
サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）	気候風土に応じた木造住宅にかかわるリーディングプロジェクト	気候風土適応型とするための掛かり増し費用相当額の 1/2 以内。最大で建設工事費全体の 10%または 100 万円のうち少ないほうの金額	5 月頃開始予定	伝統的な木造建築技術を応用しつつ、省エネ化の工夫や現行省エネ基準で評価が難しい環境負荷低減対策等によって、長期優良住宅や低炭素住宅と同レベルの低環境負荷としたモデルの木造住宅	国土交通省住宅局住宅生産課（☎ 03-5253-8111、内線 39-422 または 39-455）
住宅ストック維持・向上促進事業	適切なリフォーム・維持管理によって、良質な住宅が適正な価格で市場に流通するための仕組みづくり	最大 2000 万円（さらに仕組みを試行する場合、個々の住宅に対し最大 100 万円/戸補助）	4 月 11 日（月）～5 月 2 日（木）	工務店や建築士、インスペクション業者、宅建業者、金融機関などが連携した協議会が、住宅品質の維持・向上・評価から中古流通時の融資方法・保証まで一体となった仕組みづくり	（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会（☎ 03-3580-0331・http://www.kashihoken.or.jp）
スマートウェルネス住宅等推進事業（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）	サービス付き高齢者向け住宅の新築・改修で、自立型の生活に適したのや、医療・介護等の地域のサービス拠点となる施設を併設したもの	タイプによって異なり、最大補助額は夫婦型 135 万円/戸、既存ストック型 150 万円、一般型 120 万円/戸（床面積 25㎡未満は 110 万円/戸）、拠点型 1200 万円/施設の予定	未定	サービス付き高齢者向け住宅として 10 年以上登録すること、家賃が近隣の同種の住宅の家賃を大きく超えていないことなどが条件（今年 4 月 1 日以降に交付申請する場合、家賃 30 万円/月以上の住戸は補助対象外）	国土交通省住宅局安全居住推進課（☎ 03-5253-8111、内線 39-833）
家庭用燃料電池システム導入支援事業	燃料電池普及協会が指定するエネファーム	固体高分子系が最大 11 万円、固体酸化物形が最大 16 万円（既築住宅向けや LP ガス対応機種に対する 3 万円の追加補助も実施）	4 月 7 日（金）～2 月 16 日（金）	燃料電池普及促進協会が指定した燃料電池システムで、一定期間継続して使用することなどが条件	（一社）燃料電池普及協会「補助金事業センター」（☎ 03-5472-1190・http://www.fca-enefarm.org/subsidy29/subsidy.html）